

平成22年 7月15日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ) 号 報酬等請求事件

(口頭弁論終結の日・平成2 年 月 日)

判 決

東京都中野区 号

原 告 株

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

同訴訟復代理人弁護士

北海道 市 区 1番地

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 被告は、原告に対し、5437万0365円及びこれに対する平成20年7月26日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、原告が請け負った被告のECサイト（以下「本件サイト」という。）の構築業務（以下「本件サイト構築業務」という。）及びラジオ広告業務の代金の一部を被告が支払わないと主張して、本件サイト構築業

務に関する原被告間の契約（以下「本件サイト契約」という。）に基づいて、5326万7865円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成20年7月26日から支払済みまで商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、上記ラジオ広告業務に関する原被告間の契約（以下「本件広告契約」という。）に基づいて、110万2500円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成20年7月26日から支払済みまで商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第3 前提となる事実（証拠を付さない事実は、当事者間に争いが無い。）

1 当事者

- (1) 原告は、広告代理業務・番組制作業務等を主たる業務とするほか、インタラクティブ業務としてウェブ構築・運用を扱う株式会社である。
- (2) 被告は、生鮮魚介販売業、メディアを利用した食料品等の販売を主たる業務とする株式会社である。

2 本件サイト構築業務の概要

- (1) 本件サイトコンテンツデザイン制作（以下「本件デザイン制作」という。）
 - ア 本件デザイン制作の基本部分（以下「本件デザイン基本制作」という。）

本件デザイン基本制作の具体的内容は、別紙ア(ア)記載のとおりである。
 - イ 本件デザイン制作の追加（以下「本件デザイン追加制作」という。）

本件デザイン追加制作の具体的内容は、別紙ア(イ)記載のとおりである。
 - ウ 本件デザイン制作の修正（以下「本件デザイン修正制作」という。）

本件デザイン修正制作の具体的内容は、別紙ア(ウ)記載のとおりである。
- (2) 本件サイトシステム制作（以下「本件システム制作」という。）
 - ア 本件システム制作の基本部分（以下「本件システム基本制作」という。）

(以下略)